

高齢者世帯等住宅除雪援助事業のご案内

除雪等に係る費用の一部を援助します

住宅の屋根除雪等を自力で行うことが困難な高齢者世帯等に対して、令和7年12月1日から令和8年3月10日までの除雪等に係る費用の一部を援助します。

対象世帯

- ① 70歳以上の高齢者のみ世帯
- ② 世帯員全員が身体障害者手帳を有する（1～4級）
- ③ 母子世帯（母と中学生以下の子どものみの世帯）
- ④ その他要援護世帯

次の条件に該当する場合は対象外となります。

- 生活保護世帯
- 町民税課税世帯
- 親戚等の協力が得られる世帯
(子どもや孫などの協力を優先してください。)
- 世帯員のどなたかが、世帯外の方の税法上の扶養親族となっている世帯
- 現に居住していない住宅

対象となる費用

- 屋根の除雪・消雪・融雪に要した費用
- 屋根からの落雪が日常生活に支障をきたす場合、その処理に要した費用
- 住宅周辺の日常生活上必要な通路等の除雪、消雪、融雪に要した費用

助成額

対象期間の最大積雪深を目安に3万円を上限
(最大積雪深は湯沢町役場観測データによります。)

利用方法

新規で利用される方は、令和8年2月末日までに福祉介護課の受付窓口にて申請してください。

受付相談窓口 湯沢町総合福祉センター内

湯沢町社会福祉協議会 ☎ 025-784-4111 湯沢町役場福祉介護課 ☎ 025-784-4560

昨年度対象となった方には、個別に現況届を送付しましたので、締め切りまでに返送をお願いします。

長期入院入所者援助事業のご案内

問 湯沢町社会福祉協議会 ☎ 025-784-4111

対象者

湯沢町に住所があり、1年以上の長期にわたって病院または福祉施設に入院、入所していて、次のいずれかに該当する方

- ① 年齢65歳以上で、治療のため病院に入院している方
 - ② 老人保健施設に入所している方
 - ③ 介護医療院に入所している方
 - ④ 障がい児者で施設入所している方
 - ⑤ 盲・聾啞学校高等部に就学中の方
- ※④、⑤については、入所・入学前に、湯沢町に住所を有していた方
- ※ゆのさと園・雪割草など、生活住居となる施設は対象外。

支給される条件

令和7年1月1日から12月31日までの1年間、一度も退院(退所)しないで入院(入所)を継続していること

支給される金額 年額3万円（口座振込）

申請の方法

申請書に必要事項を記入、捺印して、湯沢町社会福祉協議会へ提出してください。申請書は湯沢町社会福祉協議会にあります。

※入院・入所先からの証明、もしくは1年間入院・入所を継続していることを証明できる書類（請求書・領収書等）の添付が必要です。

申請受付期間 1月30日（金）まで